

サンキュー  
「あらっいいお店♪感謝を込めて！さがみはら・みんなの  
キャッシュバックキャンペーン」の参加事業者を募集します



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために営業を自粛した市内事業者の皆さんや、外出を控えた市民の皆さんへの感謝と、経済の活性化に向け、昨年度実施した「さがみはらサンキュー39キャッシュバックキャンペーン」に続く、2回目のキャッシュバックキャンペーンを実施します。

実施に当たり、次のとおり参加事業者を募集しますので、ぜひお申し込みください。

【参加事業者募集概要】

募集期間	令和3年6月15日(火)から8月31日(火)まで
参加要件 (すべてを 満たしてい ること)	市内に店舗・事務所等、事業所を置き、市内で事業を営んでいること。
	・中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「中小企業者」という。)であること。 ・中小企業者以外の事業者については、法人税法第16条に規定する本店又は主たる事務所の所在地が市内である者。
	参加を申し込む事業所で新しい生活様式や感染防止対策を実施していること。
	参加を申し込む事業所で領収書(領収証、レシート等)を発行していること。
対象外となる事業者や商品・サービス、参加要件等の詳細については、6月15日以降、特設ホームページ(URL: <a href="https://cbc.city.sagamihara.kanagawa.jp/">https://cbc.city.sagamihara.kanagawa.jp/</a> )のほか、各まちづくりセンター等の公共施設の窓口にあるチラシでご確認ください。	
申込方法	・申込書を事務局まで郵送、又は各まちづくりセンター窓口へ提出 ・電子申請(神奈川県電子申請システム e-kanagawa)

(対象外となる事業者例)

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等(代表者、役員又は従業員に暴力団員等に該当する者がいる団体を含む)

## 【キャッシュバックキャンペーンの概要】

### ○事業名

あらっいいお店♪感謝(サンキュー)を込めて！さがみはら・みんなのキャッシュバックキャンペーン(通称：サンキューキャンペーン)

### ○実施時期

令和3年9月1日(水)から9月30日(木)まで  
(実施期間は、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更する場合があります。)

### ○支給対象

本事業の参加店舗等で、期間中に合計10,000円以上(複数店舗等合算可)購入等をした市民(9月1日時点で相模原市に住民登録がある人)

### ○申請方法等

- ・キャンペーンへの申請は、1人1回まで
- ・市指定のスタンプが押印された又はシールが貼られた領収書((領収証、レシート等)合計10,000円以上(複数店舗等合算可))を申請書に貼り付け、必要事項を記入の上、市へ郵送すると後日指定口座へ2,000円がキャッシュバック(還元)されます。

(対象外となる商品、サービス例)

- ・法律で値引きが禁止されているもの(たばこ)
- ・換金性が高いもの(商品券、プリペイドカード、切手等)
- ・消費喚起につながらないもの など

## 【サンキューキャンペーンのイメージ】



問合せ先

新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル  
電話 042-851-3193